公認内部監査人(CIA)
Part I／第7回

※アビタスCIA本講座講義資料のため、MUFG CIA受験対策講座の実施回と異なります。

7-1　コントロールの定義と分類

内部監査におけるコントロール(統制)とコントロール・プロセスの定義

経営者志向、且つ目的志向であるべき内部監査人は、経営者の機能と、組織体のあらゆる活動において経営者の機能を遂行する手段のコントロールを結びつけるような、コントロールの独自の定義を持ち得る。

コントロール(統制)の定義

IPPFでは、コントロール(統制)を以下の通り定義している。

定義 経営管理者、取締役会およびその他の者が、リスクを管理するために、また、設定した目標やゴールが達成される可能性を高めるために行うすべての措置。経営管理者は、設定した目標やゴールが達成されるとの合理的なアシュアランスを得るのに十分な措置の遂行を、計画し、準備し、指揮する。

コントロールの定義

措置・・ リスク(エラー、不正、法令違反など)
を軽減するためのIC活動

論点　コントロール・プロセスの定義

IPPFでは、コントロール・プロセスを以下の通り定義している。

定義　コントロールのフレームワークの一部としての、方針、手続(手動のものおよび自動化されたものを含む)および活動であって、リスクが確実に組織体の受容しようとしている水準以内にあるように、設計され、運用されているもの。

統制をどう定義するかは、統制の目的に比べるとさほど重要ではない。内部監査人は、統制は目標が達成されるように設計されていてはじめて妥当且つ有用である、という点を理解しなければならない。内部監査人は統制の手段を適切に評価する以前に、統制の目的を知らなければならない。

又、内部監査人は、どのような統制を駆使しても例外事項の発生をゼロにすることは出来ないことを理解しなければならない。

コントロール(統制)の分類方法

統制は様々な機能を遂行するために設計される。統制の分類方法は様々であるが、代表的な分類は以下の通りである。

Key Point

論点 コントロール(統制)の分類

予防的統制、発見的統制、是正的統制、指揮的統制の性質、その例は以下の通り。

未然に防ぐ

予防的統制	望ましくない事象が発生するのを抑止する統制。発見的統制に比して、費用対効果が高い。新しいシステムを構築する際、予防的統制により誤謬を予め防ぎ、修正コストを回避することができる。
(例)	不正を防止する職務の分離、不適切な取引を回避する適切な手続きまたは規程、監視体制の強化等。
発見的統制	発生した望ましくない事象を発見する統制。通常、予防的統制よりも費用がかかるが、予防的統制同様に重要である。発見的統制は、予防的統制の有効性を評価し、何故その統制が有効に機能しなかったのかを検証する。**適時発見**
(例)	レビューや比較、銀行勘定照合表、確認書等の入手、実地棚卸等。アクセス履歴などのログ情報の確認。

自動シャットダウン，事業復旧計画など

是正的統制	発見的統制によって発見された不適切な事象を修正する統制。発見された不適切な事象がそのまま放置されるならば、全ての発見的統制は価値がない。経営者はその事象が完全に修正され、再発を防ぐようなシステムを考えなければならない。
（例）	損害に対する保険契約、ウィルスに感染したファイルへのワクチンプログラム、誤謬や不正の発生を報告し、是正措置を講じるための方針および手続等。
指揮的統制	望ましい事象を発生させ促進させる統制。 指示的統制
（例）	有効なインセンティブ制度、行為規範等。

- ICを高いレベルで行っている部門や個人を表彰、承認
- 方針、安全のしおり
- 従業員の訓練

7-2　コントロール・プロセスに係る内部監査部門の役割

コントロール・プロセスに係わる内部監査部門の役割

「基準」2130は、内部監査部門の組織体のコントロールへの関わりとして、「有効性と効率性の評価」、「継続的な改善」及び「効果的なコントロール手段の維持の支援」という3つの大きな役割を示している。

コントロール・プロセスの有効性については、内部監査業務、外部監査人の業務、及び経営者の自己評価等から得られる。CAEは、コントロール・プロセスの有効性の評価を可能にする監査計画案を作成し、コントロール・プロセスの状況に関する報告書を最高経営者、及び監査委員会に提出するべきである。

「基準」2130：コントロール

内部監査部門は、コントロール手段の有効性と効率性を評価し、継続的な改善を進めることにより、組織体が有効なコントロール手段を維持することに役立たなければならない。

a） 内部監査人が、コントロール手段の有効性と効率性を評価するうえで、次の2つの事項が重要である。

1） 組織体が公式または非公式に採用したコントロールのフレームワークを十分に理解していること。

2） COSOの公表した「内部統制の統合的フレームワーク」のような、世界的に認められた包括的なコントロールのフレームワークに精通していること。

異なったフレームワークでは、コントロール手段の中身、プロセスおよび責任の割当ては似ていても、使われる用語は様々である。

b) 有効なコントロール手段の維持に関する責任は以下の通りである。

ICの構築、維持に関する(最終)責任

最高経営者	コントロール・システムの、構築、管理および評価を監督する。
経営管理者	自己の担当領域におけるコントロール手段の評価を行う責任を負う。
内部監査部門	既存のコントロール・プロセスの有効性について、様々な程度のアシュアランスを提供する。

合理的(積極的)、消極的保証の提供

CAE	• コントロール・プロセスの適切性と有効性に関する、全体的な意見を形成する。**監査報告書の作成** • 上記の意見表明は、監査の完了を通じて得られる十分な監査証拠に基づく。また必要な場合、その他のアシュアランス提供者の業務にも依拠する。 • CAEは最高経営者および取締役会に意見を伝達する。

c) CAEおよび内部監査部門全体は、以下の３つの事項を行うべきである。

1) 組織体のコントロール・プロセスを理解していることを示す。

2) 経営管理者に新しいコントロール上の課題を警告する。

3) 改善のための提言および改善措置の計画、ならびにモニタリングを提供する。

IC

d) コントロール手段の目的は、事業体、部門および個別取引の各段階でリスクを低減することにある。コントロール手段の有効性について優れた判断を行うには、コントロール手段を、上記の各段階での目標に対するリスクとの関連で評価する必要がある。リスクとコントロールのマトリクスは、内部監査人がこのような評価を推進するのに有益な場合がある。このようなマトリクスは、内部監査部門が次のことを行う場合の助けになる可能性がある。

RCM

1) 目標、および目標の達成に対するリスクを識別する。
2) 影響度と発生可能性を考慮しながら、リスクの重大性を判断する。
3) 重大なリスクに対する適切な対応を確認する(例：受容、追求、移転、低減または回避)。
4) 経営管理者がリスクを管理するために使用する、主要なコントロール手段を確認する。

Key Control: 重大なリスクに対する統制

e） コントロール手段の効率性を評価するために、内部監査部門は、通常、経営管理者がコントロール手段のコストと便益を測定およびモニターしているかどうかを判断する。この手続には、次の２つの事項を認識することを含む場合がある。

1） コントロール・プロセスに使われている資源が便益を超えているかどうか。

2） コントロール・プロセスにより重大なビジネス上の問題点（例：誤謬、遅延、または業務の重複）が発生していないか。

f）　有効なコントロール手段の維持における継続的な改善を促進するために、内部監査部門は、通常以下の２つのどちらかを行う。コントロールのフレームワークがまだ導入されていない場合は、その導入を勧めてもよい。

1）　取締役会および最高経営者に総合評価を提供する。

2）　内部監査（アシュアランスおよびコンサルティング）の個々の業務で蓄積されたコントロールの評価をまとめる。

g） 内部監査人は、コントロール環境を向上させる改善のための提言を行う場合がある。

例：次の２つの事項を推進するトップの姿勢

1） 倫理的行動の文化

2） コンプライアンス違反に寛容でない考え方

3ラインモデル

以前は３つのディフェンスラインとして知られていたモデルである。IIAは、リスク・マネジメントが「ディフェンス」と価値の保全の問題だけでなく、目標の達成と価値の創造に貢献することにも焦点を当てた３ラインモデルを提唱している。

a) 第1ラインの役割　**各事業部門(Offence)**

- (リスクの管理を含む)活動と資源の活用を主導し指示して、組織体の目標を達成する。
- 統治機関と継続的に対話して、組織体の目標に関連する、計画された、実際の、および期待された成果、ならびにリスクについて報告する。
- 業務と(インターナル・コントロールを含む)リスクを管理するために、適切な構造とプロセスを確立して維持する。
- 法規制上のおよび倫理的な期待事項への遵守を確実にする。

b) 第2ラインの役割 **リスク管理部、コンプラ推進室など**

- 以下のような、リスクの管理に関連する補完的な専門知識、支援、モニタリングを提供し、また、異議を唱える。
  - プロセス、システム、および全社レベルでの(インターナル・コントロールを含む)リスク・マネジメント実務の策定、導入、および継続的な改善。
  - 法規制および許容される倫理的行動の遵守、インターナル・コントロール、ＩＴセキュリティ、持続可能性、および品質保証のような、リスク・マネジメント目標の達成。
- (インターナル・コントロールを含む)リスク・マネジメントの妥当性と有効性に関する分析とレポートを提供する。

c) 第３ライン(内部監査)の役割 **内部監査部門**

- 統治機関に対する一義的なアカウンタビリティ、および経営管理者の責任からの独立性を維持する。
- ガバナンスと(インターナル・コントロールを含む)リスク・マネジメントの妥当性と有効性について、経営管理者と統治機関に独立にして客観的なアシュアランスと助言を伝達することにより、組織体の目標達成を支援し、継続的な改善を奨励して促進する。
- 独立性と客観性の侵害を統治機関に報告し、必要に応じてセーフガードを実行する。

IIAの３ラインモデル

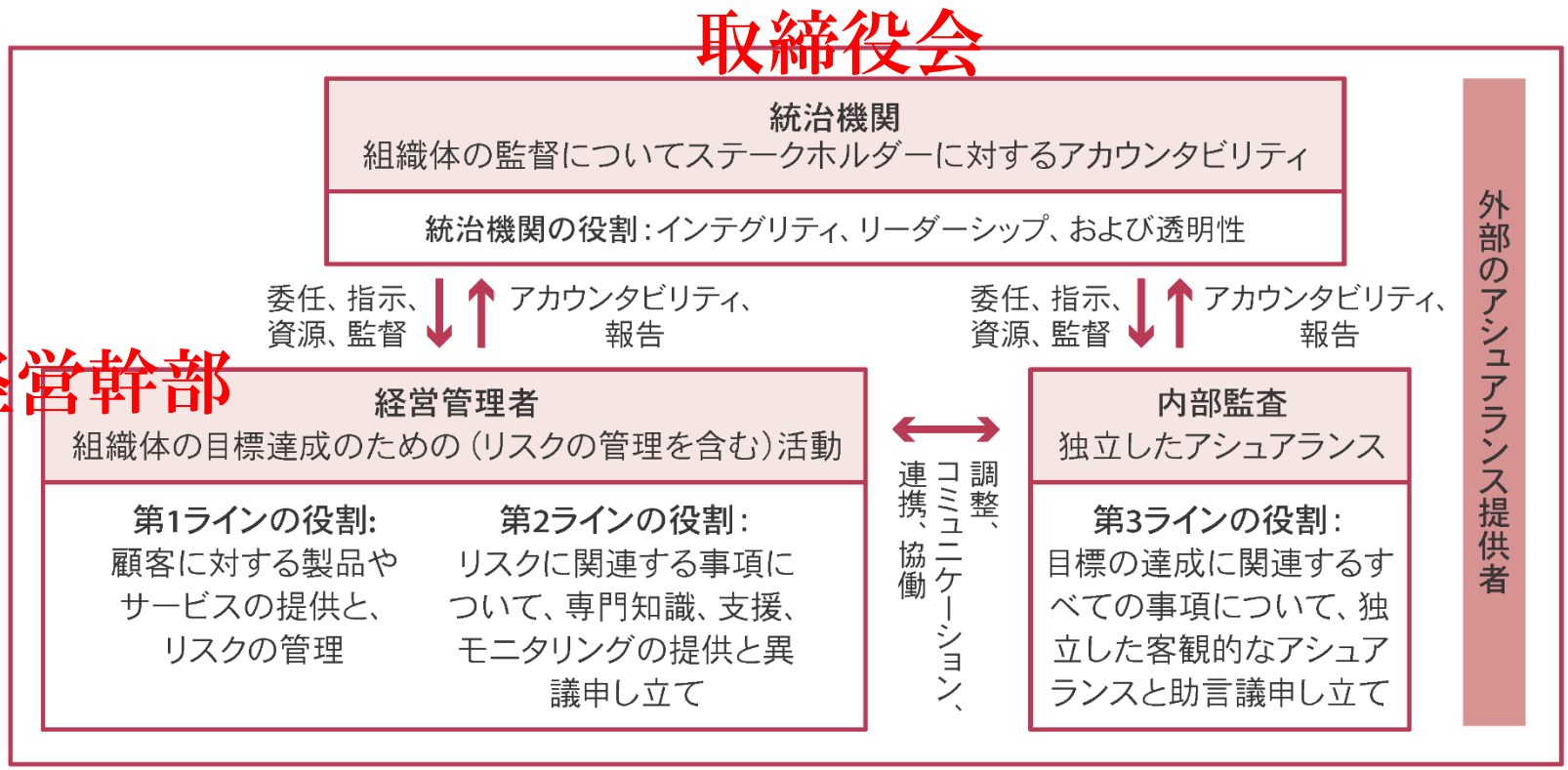

経営幹部が第1、第2のラインを連携し機能させていく

7-3 COSOの内部統制(インターナル・コントロール)フレームワーク(1)

COSOの内部統制(インターナル・コントロール)フレームワークの確立

1977年に海外腐敗行為防止法が制定された後も、1980年代の米国では、外部監査人によって無限定意見が提出された直後にその企業が経営破綻するということが相次いだ。1992年にCOSOの内部統制フレームワークが確立されるまで内部統制の概念は複数の団体によって語られていく。しかし、内部統制に対する明確な定義の欠如故に、普遍性を持つことができなかった。

1985年、不正な財務報告の原因となる要因を識別し、かつその発生を減少させる目的で、米国の内部統制に関連する5つの団体(米国公認会計士協会(AICPA)、米国会計学会(AAA)、財務担当経営者協会(FEI)、内部監査人協会(IIA)、及び全米管理会計人協会(IMA))によってトレッドウェイ委員会支援組織委員会(通称、COSO)が共同で設立された。1992年9月、同委員会は「内部統制の統合的フレームワーク」という報告書(通称、COSOレポート)をリリースし、内部統制の定義のフレームワークを確立した。当初のフレームワーク公表から20年以上が経過した2013年の改訂を経て、COSOの内部統制フレームワークは、事実上内部統制の世界標準となっている。

論点　COSOレポートにおける内部統制の定義

定義　内部統制とは、事業体の取締役会、経営者、その他の従業員によって遂行されるプロセスであり、業務、報告、コンプライアンスに関する目的の達成に合理的保証を与えるために設計される。

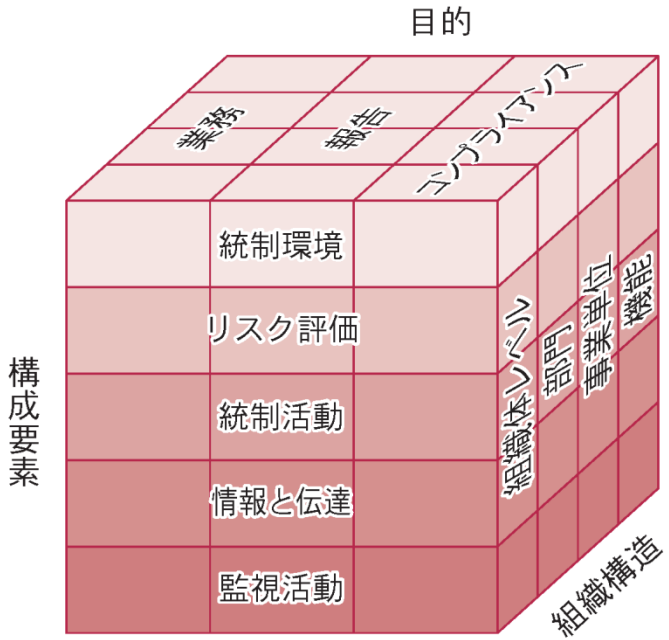

- **3つの目的**
- **5つの構成要素**

この内部統制の定義は、以下の一定の基礎的概念を反映している。

- 業務、報告、コンプライアンスの１つまたは複数のカテゴリーにおける目的の達成を促進するものである。
- 継続的な役割および活動から構成される１つのプロセス－目的そのものではなく、目的達成の手段である。

- 人々によって実行される－単なる方針や手続マニュアル、システムや形式に関するものではなく、内部統制に影響を及ぼす組織のあらゆる階層の人々及び、人の行動に関するものである。
- 合理的な保証を提供可能である－しかし、事業体の最高経営者および取締役会に対して絶対的保証を提供することはできない。
- 企業の組織に適合させることができる－全社レベルまたは特定の子会社、部門、業務単位もしくは業務プロセスに対して弾力的に適用可能である。

論点　COSOの内部統制フレームワークの3つの目的

COSOの内部統制フレームワークは事業体が、内部統制のさまざまな局面に着目できるように3つの目的のカテゴリーを提示している。

業務目的	業績目標及び財務業績目標の達成並びに資産を損失から保全することを含む、事業体の業務の有効性と効率性に関連している。
報告目的	内部及び外部の財務及び非財務の報告に関連しており、規制当局もしくは基準設定主体により、または、事業体の方針として明らかにされる信頼性、適時性、透明性またはその他の観点を含むものである。
コンプライアンス目的	企業が法令を遵守することに関連している。

参 考

Key Point

報告目的における４つの下位分類の関係の例

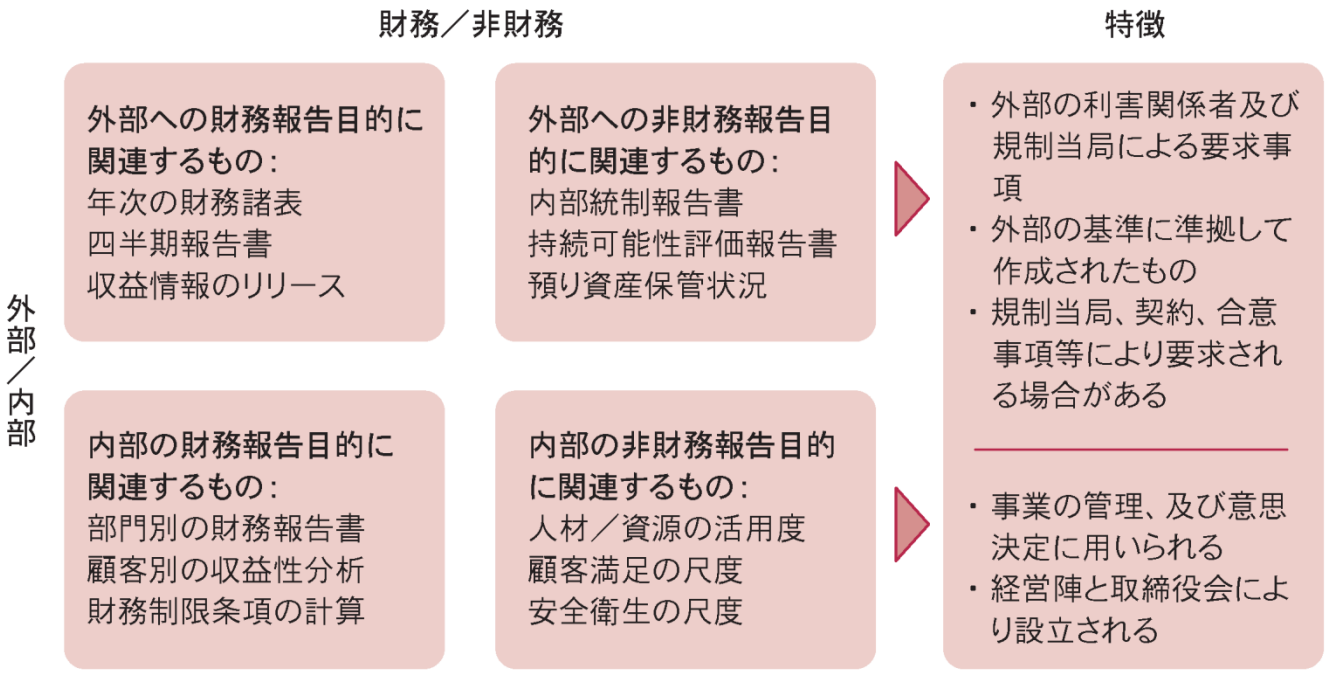

Source: COSO、*Internal Control – Integrated Framework* をアビタスにて翻訳

7-4 COSOの内部統制(インターナル・コントロール)フレームワーク (2)

Key Point：COSO-ICで一番重要な構成要素は？

COSOの内部統制フレームワークにおいて、内部統制は以下の5つの統合された構成要素とそれを支える17の原則により構成されている。

構成要素	定義
統制環境	統制環境とは、組織全体にわたって内部統制を実行するための基礎となる一組の基準、プロセス及び組織構造である。取締役会及び最高経営者は、内部統制の重要性及び期待される行動基準に関するトップの気風を確立する。
リスク評価	全ての事業体は、外部及び内部の源泉から様々なリスクに直面している。ここでリスクは、ある事象が発生した際に、目的達成に不利な影響を及ぼす可能性と定義される。 リスク評価は、目的の達成に対するリスクを識別及び分析し、リスクの管理の仕方を決定するための判断の基礎を形成する動的かつ反復的なプロセスを伴う。経営者は、目的達成能力の妨げとなり得る外部環境及びビジネスモデル内の変化の可能性について検討する。

内部統制	統制活動	統制活動は、目的の達成に対するリスクを低減させる経営者の指示が確実に実行されるのに役立つ方針及び手続により確立される行動である。統制活動は、企業のあらゆる階層で、また、ビジネスプロセスの様々な段階で、テクノロジー環境にまたがって実行される。
	情報と伝達	情報は、企業が自らの目的の達成を支援する内部統制に関する責任を遂行するために必要なものである。 伝達は、内部と外部の両方で発生し、組織に日々の統制の実施に必要な情報を提供する。伝達により、構成員は内部統制の責任とその目的達成に対する重要性を理解することができる。
	監視活動	日常的評価、独立的評価、または両者の一定の組み合わせは、各構成要素における原則を実行する統制を含む内部統制の５つの各構成要素が、存在し、機能しているかを確かめるために利用される。発見事項は評価され、不備は、適時に伝達される。深刻な問題は、最高経営者及び取締役会に報告される。

a) 統制環境は組織の風土を決める。

統制環境は内部統制全ての基礎であり、最も重要な要素と言える。それは、不正から生じる財務報告の虚偽の表示が、多くの場合経営者によって、もしくは経営者の黙認のもとに行われているという事実が背景にあるからである。

新しい、変化、急速な拡大

b) リスク評価とは、リスクの識別、管理、分析活動である。

全ての事業体は、評価しなければならない内外のリスクに直面する。リスク評価の必須となる条件は、企業内で一貫した目的を確立することにある。リスク評価とは、リスクをどのように管理すべきかについて判断するための基盤を形成するという目標を達成するために、関連するリスクを識別し分析することである。経済、産業、規制、及び業務運用状況は継続的に変化しているため、変化に伴う特別なリスクを識別し対処するような仕組みが必要である。

c) 統制活動は、経営者の指令が遂行されることを確保するための方針と手続きである。

統制活動は、企業体の目標の達成に対するリスクに対処するために、必要な行動をとることを確保することを支援する。統制活動は以下の４要素を含む。

リスクを軽減するための活動

統制活動	職務の分離	取引の承認、記録および保管をそれぞれお互いが独立した者に担当させる統制である。
	物理的統制	資産および記録の物理的な保護に関する内部統制である。
	業務状況のレビュー	予算を算定し実績と比較する。さらに予算と実績の差異分析等を行う統制である。
	情報処理	取引の正確性、網羅性、承認をチェックする統制である。

職務の分離とは取引の承認、記録、および保管をそれぞれお互いが独立した者に担当させることにより、誤謬や不正が起きにくい環境を作り、結果的に財務諸表の虚偽の表示を防ぐ内部統制である。職務の分離が適切に行われていない場合、従業員が資産の横領を行い、財務データを改ざんして、不正を隠蔽することが可能になってしまう。

業務状況のレビューは、業績や目標達成度合いをみるためだけでなく、目標が明確に示され、実績と比較して管理されているということ、及び異常な数値が何らかの切り口で第三者の目に届くということが大切である。

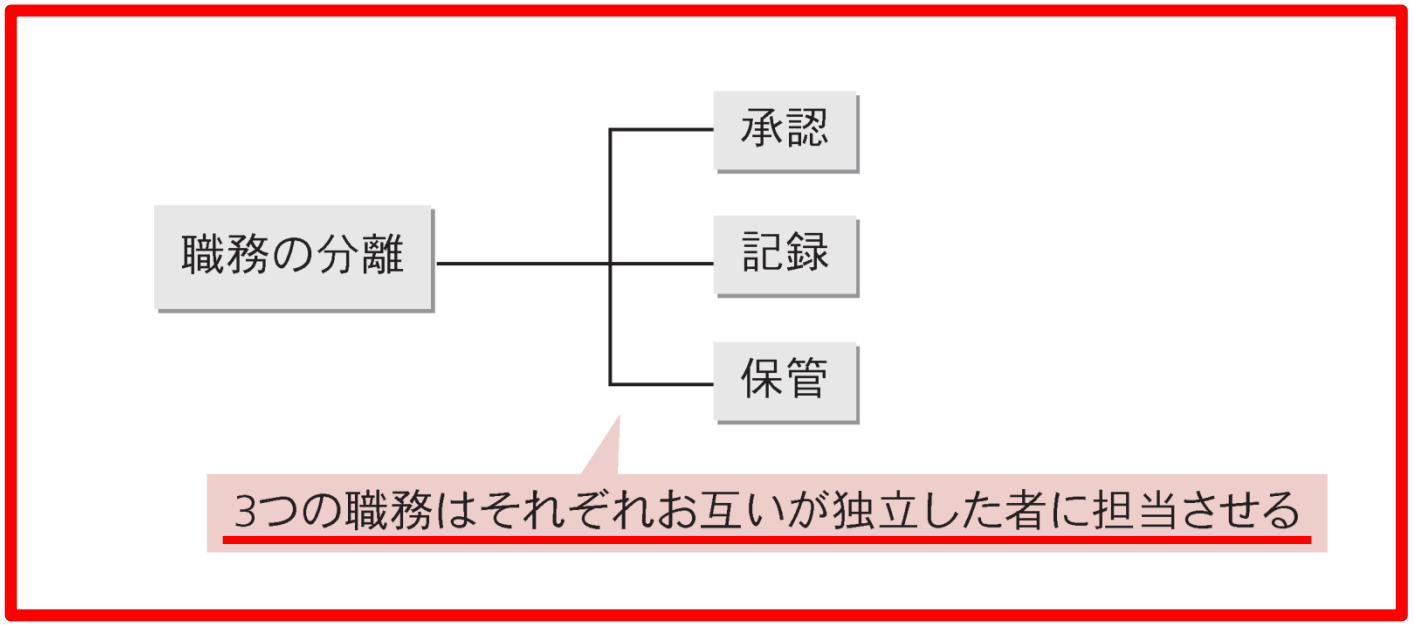

ICに関する情報を、組織体内外に適時適切に伝達しているか

d) 情報と伝達とは、事業体の全ての階層において、ビジネスを運営し、事業体の目標の達成に向けて前進するために、全ての領域(“業務の有効性・効率性”“財務報告の信頼性”“関連する法規の遵守”)に必要である。
適切な状況下で適切な情報を有することは、統制の有効性に不可欠である。そのため、ビジネスの運営に必要な情報を生成する情報システムも又コントロールされなければならない。適切な情報は識別され、保存され、且つ関係者が自身の責任を遂行できるようなタイミングと形式によって伝達されなければならない。

e) 監視活動とは、内部統制の質を評価するプロセスである。

企業は、時間が経過するのに応じて、内部統制の質を評価し、適時にその修正を行うことが必要である。監視は日常的監視活動と個別的評価、もしくはそれらの組み合わせにより実施される。

日常的監視活動	日常的監視活動は通常の事業活動の中に組み込まれており、管理、監督活動の一環として行われるもので、以下のような項目について継続的に実施される。 • 会社の規則を理解し、遵守しているかの定期的な確認 • 監査人による内部統制に対する勧告に経営者が誠実に対応しているかの確認 • 販売、製造、在庫などの業務活動上の情報とシステムが作成する情報との比較
個別的評価	個別的評価とは、内部監査人や、他の従業員によって行われ、その会社の内部統制の強みや弱点についての情報や、改善の推奨等の伝達が実施されることである。

各現場

内部監査人や経営幹部

COSOの内部統制の構成要素を支える17の原則

Key Point

COSOの内部統制フレームワークは、以下の構成要素を支えるすべての原則を適用することによって、組織は有効な内部統制を達成することができるとしている。

内部統制の構成要素	関連原則
統制環境	1. 組織は、誠実性と倫理観に対するコミットメントを表明する。 2. 取締役会は、経営者から独立していることを表明し、かつ内部統制の整備及び運用状況について監督を行う。 3. 経営者は、取締役会の監督の下、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立する。 4. 組織は、内部統制の目的に合わせて、業務遂行能力を有した個人を惹きつけ、育成し、かつ、維持することに対するコミットメントを表明する。 5. 組織は、内部統制の目的を達成するに当たり、内部統制に対する責任を個々人に持たせる。

1. 全社的に共有している行動規範

2. 取締役会の機能

4. 組織内の人々の管理育成方針

リスク評価	6. 組織は、内部統制の目的に関連するリスクの識別と評価ができるように、十分な明確さを備えた内部統制の目的を明示する。**6. 目的の設定** 7. 組織は、自らの目的の達成に関連する企業全体にわたるリスクを識別し、当該リスクの管理の仕方を決定するための基礎としてリスクを分析する。 **7. リスク評価** 8. 組織は、内部統制の目的の達成に対するリスクの評価において、不正の可能性について検討する。**8. 不正のリスク要因 P177** 9. 組織は、内部統制システムに重大な影響を及ぼし得る変化を識別し、評価する。
統制活動	10. 組織は、内部統制の目的に対するリスクを許容可能な水準まで低減するのに役立つ統制活動を選択し、整備する。**10. 職務の分離、資産の保全など** 11. 組織は、内部統制の目的の達成を支援するテクノロジーに関する全般的統制活動を選択し、整備する。**11. IT統制の整備** 12. 組織は、期待されていることを明確にした方針及び方針を実行するための手続を通じて、統制活動を展開する。

情報と伝達	13. 組織は、内部統制が機能することを支援する、関連性のある質の高い情報を入手または作成して利用する。 14. 組織は、内部統制が機能することを支援するために必要な、内部統制の目的と内部統制に対する責任を含む情報を組織内部に伝達する。 15. 組織は、内部統制が機能することに影響を及ぼす事項に関して、外部の関係者との間での情報のやり取りを行う。
監視活動	16. 組織は、内部統制の構成要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的評価及び／または独立的評価を選択し、整備及び運用する。 17. 組織は、適時に内部統制の不備を評価し、必要に応じて、それを適時に最高経営者及び取締役会を含む、是正措置を講じる責任を負う者に対して伝達する。

17. 不備の評価と伝達

7-5　COSOの内部統制(インターナル・コントロール)フレームワーク（3）

論点　有効な内部統制

COSOの内部統制フレームワークでは、有効な内部統制システムの要件を設定している。
有効な内部統制システムは、企業の目的達成に関して合理的保証を提供する。
内部統制が有効ならば、目的を達成できないリスクを許容可能な水準まで低減させることができる。
内部統制が有効であるといえるためには、以下の2つの要件を満たさなければならない。

- 内部統制の5つの構成要素および関連する原則が存在し、機能していること
- 5つの構成要素は、統合された形で共に運用されていること

ICが有効であるとは・・・

5つの構成要素が存在する

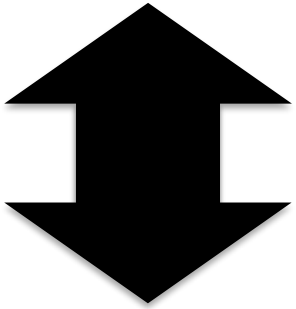

17の原則が機能する

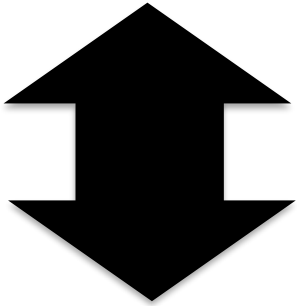

87の着眼点が複数満たされている

経営者は内部統制が有効かどうかを判断するにあたって、各構成要素および関連する原則が存在し、機能しているか、ならびに構成要素が共に運用されているかを判断し、評価する。

「存在する」とは、構成要素および関連する原則が、特定の目的を達成するための内部統制システムの整備および運用において、存在すると判断することを指す。
これに対して「機能している」とは、構成要素および関連する原則が、特定の目的を達成するための内部統制システムの行為の中に、存在し続けていると判断することを指す。

また「共に運用されている」とは、５つの構成要素すべてが、全体として機能した結果として、目的を達成しないリスクを許容可能な水準まで低減させていることを指す。

「内部統制の不備」という用語は、１つまたは複数の構成要素および関連する原則において、企業が目的を達成する可能性を弱める欠点を指す。企業が目的を達成する可能性を著しく低下させる内部統制の不備のことを「重要な不備」と呼ぶ。

重要な不備が存在する場合、組織は、有効な内部統制の要件を満たしていると結論付けることはできない。また１つの構成要素における重要な不備は、他の構成要素が存在し、機能しているからといって、許容可能な水準まで低減されるものではない。

論点　内部統制の限界

内部統制は、いかに適切に設計・適用され、運用されていても、経営者及び取締役会に提供することができるのは、企業の目的達成についての合理的な保証のみである。
目的達成の可能性は、すべての内部統制システムの固有の限界によって影響を受ける。

COSOの内部統制フレームワークにおいて、内部統制の限界の理由として以下の要素を挙げている。

- 内部統制の前提として設定されている目的との適合性
- 意思決定時に、人は判断ミスや、偏見の影響を受ける可能性があるという事実
- 人為的ミスにより生じ得る機能不全
- 経営者による内部統制の無効化
- 経営者、その他の人員および／または第三者が、共謀により統制を回避する可能性
- 組織が統制できないような外部事象の発生

これらの限界により、取締役会及び経営者が企業の目的達成について絶対的な保証を得ることはできない。つまり、内部統制が提供するのは合理的な保証であり、絶対的な保証ではない。

このように固有の限界があるが、経営者はそれを意識した上で、内部統制の限界を実務上、最小限にとどめるように統制を選択し、整備し、運用すべきである。

Key Point

MC 7-1-10

MC 7-1-15

工場において、排出基準を満たさない廃水の流出を防止するために用いられるコントロール・システムに該当しないものは、次のどれか。

a. 許可基準において特定された含有物について、廃水の化学分析を放出前に行なうこと
b. 工場内の汚水溝や排水管を経由して処理してもよい物質を基本方針、研修、指示票等によって明示すること
c. 汚水溝や排水管に定期的に大量の浄水を勢いよく流し、汚染物質が確実かつ十分に希薄化されるようにすること
d. 工場の事前処理システムの予防的整備プログラムを構築すること

コントロールについての問題。

定期的に希薄化処理をしても、制限量を超える汚染物質の放出を防ぐことには必ずしもならない。
従って、正解はc。

本問は、該当しないものを選択させる問題である。
a, b, dは選択されない。他の方法も同様だろうが、経営者はこれらおのおののコントロールによって、許可基準やその他の条件を満たさない廃水の流出を防止する目標を達成することが可能となる。この3つのコントロールはそれぞれ別の方法でリスクに対応している。aの分析結果は放出決定の決め手となり、bについては廃水から汚染物質を除けば濃度が低くなって必要な事前処理が少なくて済むし、またdに関しては予防的整備プログラムがあれば装置の故障が起こりにくくなる。

コントロールの強度を比較した以下の不等式で、誤っているのは次のどれか。

a. マニュアル・コントロール＜自動化されたコントロール
b. 予防的コントロール＞発見的コントロール
c. 取引実施者が自ら実施するコントロール＞取引実施者以外の第三者が実施するコントロール
d. 取引実施後一定期間を経て実施されるコントロール＜リアルタイムで実施されるコントロール

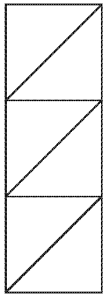

7-1-15

解答：C　CIA Part1

コントロールの強度に関する理解を問う問題。

取引実施者が自ら実施するコントロールよりも、取引実施者以外の第三者により実施されるコントロールのほうが信頼性が高い。
従って、正解はc。

本問は、誤っているものを選択させる問題である。
a, b, dは選択されない。これらの不等式は全て正しい。

本日の論点

- ICについて
- ICに係わる役割
- COSO-IC

Chapter 7

◎ 1, 2, 4,